

【記載例】

無線局再免許申請書

提出日または、郵送の場合は、投函日を記載

年 月 日

北海道総合通信局長 殿

申請者 住所 〒060-0000
北海道札幌市北区北8条西0-0-0
氏名 電波 次郎 印

代表者氏名

パソコン、ワープロ等で氏名を記入した場合(自筆でない場合は、必ず押印してください。)

社団局の場合は、氏名の箇所に、社団局名、代表者氏名の箇所に代表者氏名を記載してください。

収入印紙ちょう付欄	

<例>「過納承諾」^印

3,050円分の収入印紙を貼付
※収入印紙には、割印をしないこと。

※3,050円分を超える収入印紙を貼付したときは、近接の余白箇所に「過納承諾」と自筆しかつ押印してください。

無線局（アマチュア局）の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条の2の規定により下記のとおり申請します。

記

5年未満で希望する場合のみ記入。その場合、「平成〇〇年〇月〇日」と日付まで記入し、近接下部余白に簡単にその理由を記載してください。

① 免許の番号	② 識別信号	③ 免許の年月日	④ 免許の有効期間満了の期日	⑤ 希望する免許の有効期間	⑥ 備考
北A第〇〇〇〇〇〇〇号	J〇8〇〇〇	平成〇〇年〇月〇日	平成〇〇年〇月〇日		移動する送信機の台数〇台

⑦ 無線局事項書及び工事設計書の内容

ア 欠格事由の有無 有 無

イ 免許の有効期間中において無線局事項書及び無線設備の工事設計の内容に変更があった場合には当該変更の許可の申請又は届出を行っており、それ以後本申請までの期間に変更していない。

ウ 法第3章に規定する条件に合致する。

申請に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号 011-709-2311

電子メールアドレス at-hokkaido@rbt.soumu.go.jp

上記「申請者」と同一の場合は、記載を省略できます。

この項目にチェックがない場合は、免許されないので、注意してください。

次のいずれかに該当する場合は、「有」になります。
・電波法または放送法に規定する罪を犯し、懲役、禁固または罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない。
・無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過していない。

現在の免許状の「移動範囲」に「陸上、海上及び上空」と記載されている場合、すべての送信機の台数を記載してください。

行政区画等により、住所表示に変更があった場合は、その旨、余白に記載してください。
(例) 行政区画により住所表示変更

【注意事項】

1. 申請期間について

**再免許申請書の受付は、免許の有効期間の日の1年前から1ヶ月前までです。
(当日の消印有効)。**

※免許の有効期間の日の1ヶ月前を過ぎてしまった場合→開局申請になります。

2. 変更を伴う場合

**再免許申請とは、原則、当局に登録されている内容を継続して、免許するものです。
「住所が変わった(転居した)」、「送信機を増やした」など、登録されている内容と異なる場合には、再免許申請に先立ってまたは再免許申請と同時に変更申請書(届)の提出が必要になります。**

3. 提出書類について

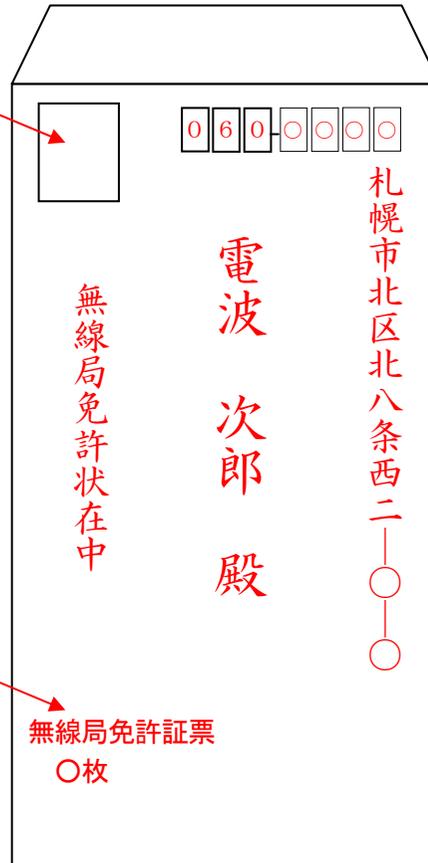
○再免許申請書 1枚

○返信用封筒(切手貼付)※当局へ出向いて免許状の受理を望む場合は、不要です。

※返信用封筒に記載の住所と申請書に記載の住所が異なる場合は、異なる理由を記載したメモ書きを申請書に添付してください。

<返信用封筒の記載例>

80円切手を貼付してください。



移動する局の場合は、送信機の台数と同じ数を「○枚」と記載して下さい。

無線局免許証票
○枚

封筒は、定形のものでよろしいです。

この返信用封筒に当局で、免許状を入れて送付することになります。免許状の大きさはA5サイズ（縦約 14.8cm×横約 21cm。A4サイズの半分の大きさ）になりますので、免許状を折り曲げてお送りすることになります。この折り曲げを避けた場合は、A5サイズ以上が入るものを返信用封筒（120円切手を貼付）として提出してください。なお、郵送の過程で免許状が折り曲がったとしても、当方では責任を負いません。

4. 自筆で記載される場合は、楷書で丁寧に記載してください。加除訂正をしたときは、押印や字数を記載することは要しません。削除は二重線を引いて近接箇所に正書し、挿入は、挿入する部分を明示して行うなど、その内容が明確に分かるようにしてください。